|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **従業者証明書** 証明書番号　 　　 　　 　従業者氏名 　　　　 　 　　　　　　　　　　2.4ｃｍ（ 　　 年 　月 　日生）業務に従事する事務所の名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　 及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　写真この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを3ｃｍ証明します。証明書有効期間　　　　 年　　月　　日から　　　　　　　　　 　年 月　　日まで （　　年　　月撮影） 免許証番号　 滋賀県知事（　）第　　 　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称主たる事務所の所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名  |

|  |
| --- |
| 備考（内容に変更があった時、変更日時、内容を記入すること） |
| 宅地建物取引業法抜粋第４８条　宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。　２　従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。 |

 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **従業者証明書** 証明書番号　 　　 　　 　従業者氏名 　　　　 　 　　　　　　　　　　2.4ｃｍ（ 　　 年 　月 　日生）業務に従事する事務所の名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　 及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　写真この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを3ｃｍ証明します。証明書有効期間　　　　 年　　月　　日から　　　　　　　　　 　年 月　　日まで （　　年　　月撮影） 免許証番号　 滋賀県知事（　）第　　 　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称主たる事務所の所在地代 表 者 氏 名  |

|  |
| --- |
| 備考（内容に変更があった時、変更日時、内容を記入すること） |
| 宅地建物取引業法抜粋第４８条　宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。　２　従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。 |

 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **従業者証明書** 証明書番号　 　　 　　 　従業者氏名 　　　　 　 　　　　　　　　　　2.4ｃｍ（ 　　 年 　月 　日生）業務に従事する事務所の名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　 及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　写真この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを3ｃｍ証明します。証明書有効期間　　　　 年　　月　　日から　　　　　　　　　 　年 月　　日まで （　　年　　月撮影） 免許証番号　 滋賀県知事（　）第　　 　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称主たる事務所の所在地代 表 者 氏 名  |

|  |
| --- |
| 備考（内容に変更があった時、変更日時、内容を記入すること） |
| 宅地建物取引業法抜粋第４８条　宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。　２　従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。 |

 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **従業者証明書** 証明書番号　 　　 　　 　従業者氏名 　　　　 　 　　　　　　　　　　2.4ｃｍ（ 　　 年 　月 　日生）業務に従事する事務所の名称 　　　　　　　　　　　　　　　　　 及び所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　写真この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを3ｃｍ証明します。証明書有効期間　　　　 年　　月　　日から　　　　　　　　　 　年 月　　日まで （　　年　　月撮影） 免許証番号　 滋賀県知事（　）第　　 　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称主たる事務所の所在地代 表 者 氏 名  |

|  |
| --- |
| 備考（内容に変更があった時、変更日時、内容を記入すること） |
| 宅地建物取引業法抜粋第４８条　宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。　２　従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。 |

 |

備考　1.従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。

　　　　(1)第１けた及び第２けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表した時の西暦年の下２けたを記載するものとする。

　　　　(2)第３けた及び第４けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が１月から９月までである場合においては、第３けたは０とし、第４けたにその月を記載するものとする。

　　　　(3)第５けた以下には従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。

　　　2.業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。

　　　3.従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。

　　　4.用紙の色彩は青色以外とすること。　　　5.証明書の有効期間は５年以下とすること。